

廃棄物処理法に基づく都道府県知事等による行政処分に関する行政不服審査請求書の一部紛失に係る調査報告書（概要）

1. 調査方法

- 保存されていた行政不服審査請求に関する資料を調査するとともに、紛失した審査請求書が提起されてから現在までの関係者 72 名に対してヒアリングを実施。

2. 調査・検証の結果

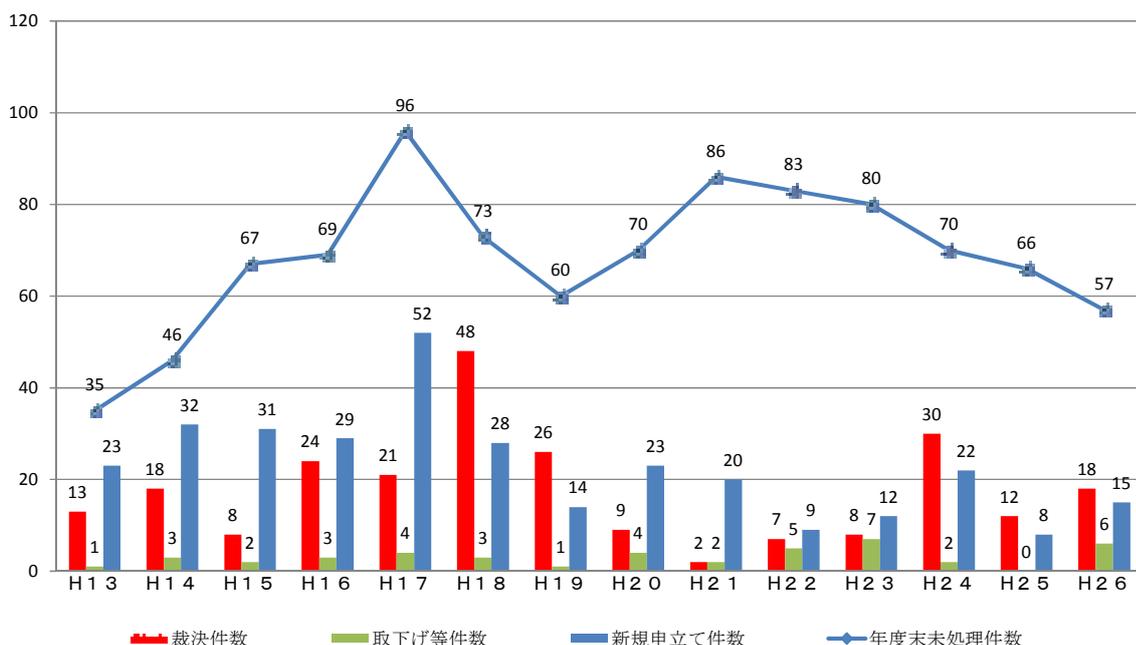
（紛失の経緯）

- 今回の調査・検証では、審査請求書を紛失した 3 件について、紛失の時期をある程度特定できたものの、誰が、いつ、どのような経緯で紛失したのか明らかにすることはできなかった。

（紛失の原因と背景）

- 今回の調査・検証では、行政不服審査が優先順位の高いものとして扱われず、その処理が後回しにされ、行政不服審査の処理に係る体制が脆弱であったことも相まって、数多くの案件が長期間未処理案件として残されていたことが分かった。
- こうした状況の下、審査請求書に係る文書管理が徹底されず、審査請求書が適切に保管されていなかったことが、審査請求書を紛失した直接の原因と考えられる。
- 審査請求書の所在が不明な案件があることが部内で認識されるようになった後も、よく探せば見つかるはずとの考えの下、行政不服審査の優先順位に対する認識不足や体制の脆弱さ等も相まって、審査請求書の所在が不明な案件への対応は後回しにされたものと考えられる。

参考：年度ごとの行政不服審査の裁決件数等（廃棄物処理法関係）



3. 再発防止策

- 通常の裁判よりも簡易迅速な手続により国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査制度の趣旨にかんがみれば、長期にわたる未処理案件が数多く残されている状況は早急に改善することが必要である。ましてや審査請求書の紛失は行政機関としてあってはならないことであり、二度と繰り返してはならない。
- こうした反省の下、以下の再発防止策を講じていく（下線を付した事項は既に実施済みの事項）

① 文書管理の徹底

- 文書管理の徹底を改めて省内に周知
- 新規採用職員以外の職員を対象とした文書管理研修の新設等

② 文書の適切な保管

- 行政不服審査請求関係資料の再整理の実施
- 資料の電子化等

③ 行政不服審査の優先順位の明確化

- 人事評価への反映
- 定期的な進捗管理の実施
- 行政不服審査を担当する職員を他の業務から切り離し、行政不服審査に専念できるよう、業務分担を見直し等

④ 処理体制の強化

- 弁護士資格を有する任期付職員1名を平成27年4月1日付で産業廃棄物課に配置
- 課長補佐（訟務担当）1名を平成27年4月1日付で産業廃棄物課に配置
- 行政不服審査の処理マニュアルの作成等